

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月24日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1 (2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/tokuteikojinjouhoukouhyou.htm

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1 第2の項 特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和三十九年法律第百四十四号)第1条	特別支援教育就学奨励費の取扱要領
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もつて特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。</u>	第1条 この要領は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号。以下「法」という。)並びに特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱(昭和62年5月22日付け文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。)に基づき、 <u>国庫負担金事業、国庫補助金事業として北海道が行う特別支援教育就学奨励事業(以下「就学奨励事業」という。)</u> の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		特別支援教育就学奨励費の取扱要領 就学奨励事業実施要領 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領